

AG-004 : バイオ炭の農地施用

【方法論の対象】 ● 本方法論ではバイオ炭を農地に施用することで難分解性の炭素を土壤に貯留する活動を対象とする。

- ① バイオ炭を、農地法第2条に定める「農地」又は「採草放牧地」における鈹質の土壤に施用すること。
- ② 施用するバイオ炭は、炭素含有率及び100年後の炭素残存率のデフォルト値が適用できる種類であること、又はそのようなデフォルト値が適用できる原料及び製炭温度により製造されたものであることが、客観的に確認できること。
- ③ バイオ炭の原料は国産であり、塗料、接着剤等が含まれていないこと。また、他に利用用途のないものであること（燃料用炭の副生物等も対象）。

【主な適用条件】

【クレジット量の算定】

- CO2貯留量（= 施用したバイオ炭の量×炭素含有率×バイオ炭の100年後残存率×44/12）
－バイオ炭の輸送・製造等に係る排出量

- バイオ炭の品質は、以下①～③のいずれかの方法で固定炭素比率又は精煉度※（0～9であること）を測定することで担保することとする。（妥当性確認時又は初回検証時）

【バイオ炭の品質の確認方法】

- ① 木炭精煉計等を用いて炭化の度合い（電気伝導度）を測定する。
- ② 工業試験場等で「JIS M 8812:2004 石炭類及びコークス類－工業分析方法」に基づき固定炭素比率を測定する。
- ③ 日本バイオ炭普及会規格「土壤炭素貯留用バイオ炭－測定法－」に基づき固定炭素比率を測定する。

※炭化の度合いを示すもので、木炭表面の電気抵抗を測り、0～9の10段階で表示したもの

【方法論のイメージ】

